令和 3年12月17日 規 則 第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、駒ヶ根市議会政務活動費の交付に関する条例(令和3年条例第18号。 以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者又は無会派議員は、毎年度、市 長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書(様式第1号)に名簿を添えて提出し なければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、前条の規定により申請のあった会派及び無会派議員について交付すべき 年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者又は無会派議員に政務活動費交付 決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(申請内容の変更)

- 第4条 会派の代表者は、第2条の規定により申請した事項に異動が生じたときは、議長を経由して政務活動費交付変更申請書(会派用)(様式第3号)を速やかに市長に提出しなければならない。
- 2 無会派議員は、第2条の規定により申請した事項に異動が生じたときは、議長を経由 して政務活動費交付変更申請書(議員用) (様式第4号)を速やかに市長に提出しなけ ればならない。
- 3 会派を解散したときは、会派の代表者であった者は、市長に対し、議長を経由して会派解散届(様式第5号)を提出しなければならない。

(変更決定)

第5条 市長は、前条の規定により変更申請のあった会派及び無会派議員について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者又は無会派議員に政務活動費変更交付決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(交付請求)

第6条 交付決定を受けた会派の代表者及び無会派議員は、通知のあった日から30日以内に、市長に対し政務活動費交付請求書(様式第7号)を提出しなければならない。

(収支報告書の様式)

第7条 条例第8条第1項の規定により定める様式は、政務活動費収支報告書(様式第8号)とする。

(収支報告書の写しの送付)

第8条 議長は、条例第8条第1項の規定により提出された政務活動費収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び無会派議員は、政務活動費の支 出について会計帳簿を作成し、当該政務活動費に係る政務活動費収支報告書の提出期限 の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

駒ヶ根市長 様 (駒ヶ根市議会議長経由)

> 会派名 会派代表者又は 無会派議員氏名

政務活動費交付申請書

駒ヶ根市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条の規定により、下記のとおり政務活動費の交付を申請します。

記

- 1 会派の名称
- 2 会派結成の年月日 年 月 日
- 3 会派代表者名
- 4 経理責任者名
- 5 所属議員数 人 別添名簿のとおり (月1日現在)
- 6 交付申請額 (年度分) 円

 第
 号

 年
 月

 日

政務活動費交付決定通知書

会派名

会派代表者又は無会派議員氏名

駒ヶ根市長

年 月 日申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、 駒ヶ根市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条の規定により通知します。

記

1 年度政務活動費交付決定額

円

駒ヶ根市長様

(駒ヶ根市議会議長経由)

会派名 代表者名

政務活動費交付変更申請書(会派用)

駒ヶ根市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

異動事項

区分	新	旧	異動年月日
会派の名称			
会派代表者名			
経理責任者名			
所 属 議 員 数 (名簿添付)			
交 付 申 請 額 (年度分)			

備考 会派所属議員名簿の写しを添付すること。

年 月 日

駒ヶ根市長 様 (駒ヶ根市議会議長経由)

氏名

政務活動費交付変更申請書 (議員用)

駒ヶ根市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条第2項の規定により、次の とおり申請します。

1 変更内容

(変更前)

(変更後)

年 月 日

駒ヶ根市長 様 (駒ヶ根市議会議長経由)

> 会派名 代表者名

会派解散届

下記のとおり会派の解散が生じたので、駒ヶ根市議会政務活動費の交付に関する条例施 行規則第4条第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 解散した会派の名称
- 2 会派が解散した年月日

第 号年 月 日

政務活動費変更交付決定通知書

会派名

会派代表者又無会派議員氏名

駒ヶ根市長

年 月 日申請のあった政務活動費の変更交付について下記のとおり決定したので、駒ヶ根市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条の規定により通知します。

記

1 年度政務活動費変更交付決定額

円

駒ヶ根市長 様

会派名 会派代表者又は 無会派議員氏名

囙

政務活動費交付請求書

駒ヶ根市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第6条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

1 金 円

ただし、 年 月分 \sim 年 月分の政務活動費 (内訳 円 \times 人 \times 月分)

- 2 所属議員数 人
- 3 振込先

	銀行	本店
金融機関名	組合	支店
預金の種類	1. 普通 2. 当座	
口座番号		
(ふりがな)		
口座名義		

年度政務活動費収支報告書

駒ヶ根市議会議長様

会派名 経理責任者又は 無会派議員氏名

	_	
1	灯	入
	uv	

円

科目	金額(円)	収入の内訳
政務活動費		
その他		
合計		

2 支 出

円

科目	金額 (円)	支出の内訳
調査研究費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
人 件 費		
事務所費		
その他		
合計		

3 差引残額

円

- 4 添付書類
- ①会計簿等の写し
- ②支出を証する書類 (領収書)